

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

社会と共生し、社会に貢献する企業グループとして透明性の高い経営を実施するため、(1)事業環境の変化に迅速・的確に対応できる経営組織体制の構築、(2)説明責任を十分に果たしうる経営判断の合理性と経営執行の効率性の追求、(3)ステークホルダーへの迅速・適切な情報公開、(4)法的適合性の観点のみならず、広く社会的良識に則った健全な倫理性の追求、を経営目標とし、これらの目標を具体化・組織行動化すべくコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることを経営の重要な課題であると考えて、組織体制の整備と経営施策の推進を図っております

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	11,592,932	25.82
高島秀一郎	4,347,460	9.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・エア・ウォーター株式会社(退職給付信託口))	2,600,400	5.79
高島成光	2,233,000	4.97
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	2,113,600	4.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,498,200	3.34
三井物産株式会社	1,470,000	3.27
共英製鋼株式会社	1,439,389	3.21
合同製鐵株式会社	1,347,000	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,218,800	2.71

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田原睦夫	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田原睦夫	○	——	弁護士出身で最高裁判所判事を歴任するなど、その豊富な経験と法律知識を活かして客観的見地から経営監督および提言が期待でき、企業グループの経営判断の適確性を高められると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末監査終了後、会計監査人と意見交換を行っております。また、会計監査人の監査に同行し、当社各事業所の業務監査を行っております。

また、監査部実施の内部監査結果等についても監査後に報告するなど、適時緊密な連絡を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 選任	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中岡誠	他の会社の出身者									○				
小谷明	他の会社の出身者						△							

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中岡誠		新日鐵住金株式会社関係会社部部长	〈招聘理由〉 鉄鋼業界において長年の経験を有しており、専門的見地からの監査実施により、企業グループの監査体制の強化・充実に資するため。
小谷明	○	元りそな銀行株式会社監査役	〈招聘理由〉 銀行における豊富な経験を有しており、専門的見地からの監査実施により、企業グループの監査体制の強化・充実に資するため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員への報酬については、株主総会で承認を受けた基本年俸と役員賞与にて対応することを基本方針としているためであります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成27年3月期における当社の取締役に対する報酬は、以下の通りです。
取締役を支払った報酬：15名 285百万円(うち社外取締役 1名 4百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・専従部署はありません。
- ・取締役会の日程・議題等の連絡については本社人事総務部が担当し、案件により事前説明が必要とされる場合には担当部署から各員に対して実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役設置会社として、監査・監督機能の強化を図るとともに経営の意思決定や業務遂行を迅速に行えるよう、取締役会が取締役の職務執行を監督し、監査役が取締役の職務執行を監査することを基本とする以下の体制を整備しております。

1. 業務執行の状況

(1) 当社では、意思決定・監督機能と執行機能とを分離することで監督機能の実効性と業務執行の効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。

(2) 取締役会は代表取締役2名、取締役10名の計12名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な意思決定を行うとともに各取締役・執行役員の業務執行を監督しております。

(3) 取締役会への付議事項および経営執行に関する重要事項の審議・調整・決定を行うため、経営会議を開催しております。経営会議は常勤取締役、常勤監査役、執行役員、関東スチール株式会社社長および会長・社長が指名するメンバーで構成され、毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

(4) 経営に諮問する機関として、「営業委員会」、「コンプライアンス委員会」、「全社リスク管理委員会」を編成しております。

2. 監査役の機能強化に係る取組み状況

(1) 監査役会は、当社および業界の業務内容と事業内容に精通した常勤監査役1名と監査役2名の計3名(うち2名が社外監査役)で構成され、監査役1名を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

(2) 監査役は当社の経営の意思決定機関である取締役会に出席し、適時適切な意見を述べております。加えて常勤監査役は、経営会議および社内の重要な会議にも随時出席しております。

(3) 監査役は、会計監査人および当社の内部監査部門である監査部と連携し、監査を実施しています。監査役と会計監査人の意見交換は、監査計画作成時、監査実施後等、定期的に実施されているほか、会計監査人の監査に随時同行し、当社各事業所の業務監査を実施しております。また、監査部による内部監査結果は、監査の都度監査役に報告されております。

3. 取締役候補者の指名および報酬の決定方法

(1) 取締役候補者は代表取締役社長が選定し、取締役会において承認を得た後、株主総会に候補者として選任議案を上程することとしております。

(2) 取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、当社の定める一定の基準に基づき決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営判断の迅速化及び企業価値の向上を図ると同時に、持続的な成長のためにはコンプライアンスの徹底が重要であると認識しており、それを組織的に担保する体制を構築しております。

当社においては、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役・監査役会により、取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。また、各事業所、各関連会社毎の自主責任経営体制に基づく独自の経営システム及び当社の事業体制にふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を構築し、充実を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	特にありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	特にありません。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部IR課にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	現在検討中であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書については、社内規程に従い適切に保存・管理することとし、必要に応じて規程の見直し等の運用の検証を行う。
- b. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 平時は、取締役会において中期経営計画、年度経営計画を策定し、月次・四半期・半期・年度決算のサイクルによる損益管理を実施、事業環境の変化に迅速に対応する。
 - (2) 予想される主要なリスクに対して、各所管部署において規程・体制を整備するとともに、必要に応じてマニュアルの作成、研修会の実施等を行う。
 - (3) 重大な災害、事故及び違法行為等が発生した緊急時において、全社一元的に対応する組織として「全社リスク管理委員会」を設置し、迅速で適正な危機対応が行える体制を整備する。
- c. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、監査役が取締役の職務執行を監査する体制を基本とし、これらの体制が効率的に機能するために次の体制を整備する。
 - (1) 取締役会で意思決定を行う事項、経営会議で審議する事項を、それぞれ取締役会規程・経営会議規程に定める。
 - (2) 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と執行機能とを分離することにより、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高める。
 - (3) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各職責の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
- d. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置、定期的に業務監査を実施し、執行役員・使用人の職務執行を監査する。また、違法行為の発生を防止するため「コンプライアンス委員会」を設置し、次のコンプライアンス・プログラムを整備する。
 - (1) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する諸規程・教育計画の策定と周知・啓発を行い、違反又はそのおそれがある場合の調査及び是正措置等を行う。
 - (2) コンプライアンスに関する疑義が生じた場合に、執行役員・使用人がコンプライアンス委員会に相談もしくは内部通報できる「コンプライアンス相談窓口」を設置する。
 - (3) 万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社は当社グループの経営理念・行動指針に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務の運営方針等を社員に対し周知・徹底する。
 - (2) 当社は子会社の管理に関して「関係会社管理規程」において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。
 - (3) 各子会社に監査役を派遣し、内部統制に関する監査を実施するとともに、当社監査部が内部監査を定期的に実施し、指導・助言を行う。
 - (4) 各子会社の事業内容・規模に応じて、当社に準じたコンプライアンス・プログラムの整備を求める。
 - (5) 上記(1)～(4)に基づく具体的な体制は以下のとおりとする。
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部門は、各子会社におけるリスク管理状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
 - ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
所管部門は、各子会社における事業計画、重要な業務方針、決算等、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部門は、各子会社におけるリスク管理状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
 - ・子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
所管部門は、各子会社の業務運営並びにマネジメントに関する支援を行う。
 - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
所管部門は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社においてコンプライアンスに違反するおそれのある事態が発生した場合には、その内容・対処案が当社の所管部署を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、市場への説明責任を果たし投資家からの信頼を確保するために、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。
- g. 監査役の監査に関する事項
 - イ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合、取締役は監査役と協議のうえ、専任又は監査部門を兼任する使用人を配置するものとし、監査役は当該使用人を指揮することができる。
 - (2) 上記使用人の人事異動及び人事考課等については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - (3) 上記使用人は、監査役会の作成する監査方針に従って職務を行うものとする。
 - ロ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役、執行役員、使用人及び子会社の取締役、使用人は、職務の執行状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について適時・適切に監査役又は監査役会に報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議等において報告し、監査役と情報を共有する。
 - (2) 監査役に報告を行なった当社の取締役、執行役員、使用人及び子会社の取締役、使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知・徹底する。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会・経営会議等の重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決算書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。
 - (2) 監査役会は、代表取締役と適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (3) 監査役は、必要と認めた場合、監査部に対して内部監査結果の報告を求めることができる。
 - (4) 監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じ、補助者として、弁護士、会計士その他の外部専門家等に依頼することができる。
 - (5) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当社は当該請求に係る費用又は債務を速やかに処理する。また、緊急又は臨時に支出した費用については、監査役は、事後的に当社にその償還を請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (基本的な考え方)
- (1) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
 - (2) 反社会的勢力からの不当な圧力、要求に対して毅然とした態度で臨み、断固として拒絶する。
 - (3) 警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を推進する。
- (整備状況)
- 反社会的勢力との関係断絶について、当社のコンプライアンス・マニュアルに規定し、これを当社グループ社員全員に配布して、周知徹底を図っております。
- 反社会的勢力に対しては、本社人事総務部がグループ全体の統括部署となり、各社、各事業所の総務担当部署が対応します。また、「反社会的行為、物品購入強要対策マニュアル」を整備して、関係者が対応要領を共有するとともに、平素は研修会に参加したり、警察・弁護士等の外部専門機関との連携を強化することによって、最新の情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

